



夜間・休日納税相談のご利用

市では、平日の日中に納税相談ができない人のために、夜間・休日の納税相談日を設けています。

▼夜間納税相談 9月23日(水)～25日(金)、28日(月)、29日(火)の午後5時～7時30分

▼休日納税相談 9月27日(日)の午前9時～午後4時

納期限までに納付できない事情がある人は、未納のままにせず、ぜひ相談においでください。

今月の休日納税相談日は第4日曜日です。この日は電話での相談や、市税などの納付もできます。

※特別な理由がなく、納付および連絡がない場合は、差し押さえ処分を執行することもあります。

☎ 収納課（市役所2階、☎ 40-7032、40-7033）

空き家の無料個別相談会

さまざまな空き家の問題（相続、登記、成年後見、境界、売買など）や有効活用、予防対策に向けた相談などに専門家（司

法書士、土地家屋調査士、空き家相談員）が答えます。

▼とき 9月30日(水) 午後6時～8時

▼ところ 市役所（上白銀町）3階会議室

▼参加料 無料

※事前の申し込みが必要（事前の申し込みがない場合は、開催しません）。

▼申し込み方法 9月15日(火)までに電話、ファクス、Eメール（氏名、連絡先、相談内容を記入）で申し込みを。

※新型コロナウイルス感染症の感染防止対策（検温、手指消毒など）を講じる予定ですが、マスクを着用してお越しください。

今後、岩木庁舎、相馬庁舎でも開催予定です。詳細は決まり次第、お知らせします。

☎ 建築指導課空き家対策係（☎ 40-0522、F 38-5866、E kenchikushidou@city.hirosaki.lg.jp）

第1回総合市民相談

▼とき 10月3日(土)、午前10時～午後3時（正午～午後1時を除く）

▼ところ 市民生活センター（駅前町、ヒロロ3階）

▼内容 法律、税務、金銭貸借（消費者金融）、交通事故、相続・遺言、離婚、行政相談、人権相談、家庭内の悩みごとなど

▼相談員 弁護士、税理士、人権擁護委員、行政相談委員ほか

▼相談料 無料

▼申し込み方法 弁護士との相談は予約制（先着8人）で、9月15日(火)から電話で受け付けます。弁護士との相談以外は、事前の予約は不要です。

☎ 市民生活センター（☎ 33-5830、34-3179）

弘前圏域市民後見人養成研修

成年後見人に必要な知識を習得し、地域の認知症者などのサポートにあたる人材「市民後見人」を養成する研修を開講します。研修修了者は、「弘前圏域市民後見人等候補者名簿」に登録し、必要に応じて、家庭裁判所に推薦します。

▼とき 10月17日～12月19日の毎週土曜日、午前9時～（全10回）

▼ところ 総合学習センター（末広4丁目）、ヒロロ（駅前町）3階健康ホール

※開催日によって、終了時間や開催場所が変わります。詳しくはお問い合わせください。

▼内容 市民後見概論、介護保険制度、体験実習など

▼対象 25歳以上70歳未満の人で、全ての研修を受講できる見込みがあり、研修修了後、市民後見人として活動する意思がある人＝30人

▼参加料 無料

※事前の申し込みが必要。

▼申込期限 10月2日(金)

☎ 弘前圏域権利擁護支援センター（☎ 26-6557、F 55-0891、E h8-kenri@titan.ocn.ne.jp、日・月曜日は休み）

9月1日～10日は屋外広告物適正化旬間

国では、屋外広告物の適正化を一層促進するため、平成22年度より9月1日～10日を「屋外広告物適正化旬間」と定めています。

屋外広告物とは、「常時または一定の期間継続して屋外で公衆に表示または掲出されるもの」で、内容が営利目的の広告物とは限りません。建物の壁面や屋上に表示する広告物、アドバルーンや貼り紙、のぼり旗などさまざまな種類があります。

【屋外広告物のルール】

屋外広告物の無秩序な掲出などは風致や景観を損なう恐れがあります。また、管理が適正に行われないと、安全性の確保に支障が生じる場合があります。

市では、「弘前市屋外広告物条例」に基づいて、屋外広告物を表示できる場所や大きさなどを定めており、屋外広告物の多くは掲出するための許可が必要です。

詳しくは、市ホームページ内

「弘前市屋外広告物条例に基づく許可申請」のページをご覧ください。

☎ 都市計画課（☎ 34-3219）

危険物取扱者試験・事前講習会

【危険物取扱者試験】

▼とき 11月7日(土)

▼ところ 弘前東高校（川先4丁目）

▼種類 甲種（受験資格必要）、乙種（第1類～6類）、丙種

▼受験料 甲種…6,600円、乙種…4,600円、丙種…3,700円

▼申込受付期間 9月18日～10月5日

※9月15日～10月2日は、消防試験研究センターホームページ（<https://www.shoubo-shiken.or.jp>）から電子申請ができます。

▼受験願書配布先 弘前消防本部予防課、消防署、分署

【事前講習会】

▼とき 10月15日(木)・16日(金)の午前9時30分～午後4時30分（全2日間）

▼ところ 黒石消防署（黒石市追子野木1丁目）2階大会議室

▼対象者 乙種第4類の受験者のうち受講を希望する者

▼受講料・テキスト代 受講料＝4,500円（弘前地区消防防災協会加入事業所は2,000

円）、テキスト代＝1,800円（テキストのみの購入は不可）

※受講料などは講習1日目に会場で徴収。

▼申し込み方法 9月7日～27日に、弘前消防本部予防課または最寄りの消防署、分署で申し込みを。

※新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況によっては、安全確保の観点から中止する可能性があります。

☎ 弘前消防本部予防課（本町、☎ 32-5104）

求人説明会・ミニ面接会

▼とき 9月16日(水)・30日(水)の午後1時30分～4時30分（受け付けは午後1時～）

▼ところ 市民文化交流館ホール（駅前町、ヒロロ4階）

▼定員 20人程度（ハローワークに未登録の人も参加可）

▼参加企業数 3社以上(予定)

▼その他 雇用保険受給者は求職活動実績の対象になるため、雇用保険受給資格者証の持参を。参加企業は、青森労働局または市ホームページでご確認ください。UJI ターン求職者を対象とした、インターネットによるテレビ電話での面談ができます（事前の申し込みが必要）。

☎ I・M・S（ヒロロ3階、弘前就労支援センター内、☎ 55-5608）